

## 高齢者65歳以上に関する相談窓口 “地域包括支援センター”

地域包括支援センターは、高齢者と高齢者のみなさんに関わる人たちを、介護、福祉、健康、医療等、さまざまな面から総合的に支援していくために、町が設置した総合相談窓口です。



### こんなときにご相談ください！

介護・福祉に関することのほか、「どこへ相談したらいいかわからない」といった悩みや、本人やご家族からの相談はもちろん、ご近所からの相談にも応じます。たとえば…

- ・手助けが欲しいけれど、どうやって頼むの？
- ・介護保険の認定を受けるには、どうしたらいい？
- ・ヘルパーさんに来てもらうことはできるの？
- ・高い布団を買ってしまって困っている…
- ・おばあちゃんの物忘れがひどくなってしまって…
- ・家族の介護に不安があるんだけど…
- ・近所のおばあさんの顔や腕にあざが増えている気がする…
- ・ひとり暮らしのおじいさんを「最近見かけない」、「ポストに郵便物や新聞がたまっている…」



### 相談したいときはどうしたらいいの？

窓口に来ていただいても、お電話でもご相談いただけます。ご希望により、ご自宅にも伺いますので、お気軽にご相談ください。

さまざまな困りごとを解決できるよう、専門の職員が対応し、相談内容に応じて関係機関と連絡を取り合い、高齢者に必要な支援やサービスに繋がります。

### こんなこともしています！

- ・支援が必要な高齢者宅への訪問活動
- ・「生活元気度調査」や「憩いのサロン」等、介護予防や健康維持のための取り組み
- ・高齢者の財産と権利を守る「成年後見制度」や「日常生活支援事業」活用のお手伝い
- ・認知症高齢者迷い人情報SOSネットワークの受付

## 地域包括支援センター ☎ 74 - 3305

窓口時間 8:30~17:15

(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

場 所 役場敷地内 思いやりセンター1階



## 高齢者向け福祉サービスの案内

▶ 問合せ 役場福祉課

町で実施している高齢者のための福祉サービスについてご紹介します！

### 住み慣れた住宅をバリアフリーに

#### <住宅改善費助成事業（9月30日まで）>

ご家庭での日常生活を安全で快適なものにするための住宅リフォーム工事（手すりの取付けや段差の解消等）について、対象工事費の2分の1を助成します（最高助成限度額 30万円）。

※工事前の審査がありますので、役場福祉課までお早めにご相談ください

#### ○対象者（次のいずれかに該当する人）

- ① 介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人
- ② 65歳以上の要援護者
- ③ 下肢、体幹、視覚障がい、1～3級の身体障害者手帳所持者

※平成30年9月28日（金）までに申請された対象工事につきましては、完了申請の期限を平成31年3月29日（金）までとさせていただきます



#### <手すり設置費用助成事業（10月1日から）>

高齢者等が居住する家屋内で、転倒の要因となりうる箇所を全体的に見直し、必要な手すりを設置する工事について、対象工事費の2分の1を助成します（同一住宅につき上限5万円）。

#### ○対象者（次のいずれかに該当する人）

- ① 70歳以上であり、介護保険の要介護・要支援に該当せず、基本チェックリストの生活機能全般または運動器機能の項目において該当する人
- ② 視覚障がい者で1～3級の身体障害者手帳を所持している人

#### ○対象工事

手すり設置（玄関（アプローチ含む）、浴室、トイレ、廊下、階段等）およびこれに付帯する工事  
※工事前の審査がありますので、役場福祉課までお早めにご相談ください

### ひとり暮らし高齢者の見守り

#### <高齢者台帳（シルバーカード）登録制度>

ひとり暮らしの高齢者や、離れて住むご家族が安心して生活できるように、高齢者台帳（シルバーカード）に登録します。

ご登録いただくと必要に応じて、民生委員による日常の見守りや、緊急通報装置の貸出等が受けられます。

#### ○対象者

65歳以上のひとり暮らしの人で、同一敷地内および該当者の居住地から500m以内に養護義務者（息子、娘等）が住んでいない人



▲シルバーカード



▲緊急通報装置

※このほかに、日常生活の支援として、ホームヘルプサービス、配食サービス、ショートステイ、寝具クリーニング、日常生活用具の給付等も行っています